

ドイツ第三帝国の崩壊と避難民・被追放民問題

ヨーロッパ研究センター客員研究員

近藤潤三

はじめに

第二次世界大戦が終結してからの西ドイツないし統一ドイツへの人口流入を代表する集団として、ガストアルバイターと呼ばれる外国人労働者が存在することは、わが国でもよく知られている。しかし、その大きな影に隠されて看過されてきたものの、戦後ドイツへの人口流入はガストアルバイターに尽くされるような単純な出来事では決してなかった。その意味で、まずもって確認しておく必要があるのは、人口流入面で見えたドイツの戦後史は、大きく3つの段階に分けられることである。また流入の中心になった集団についても、避難民・被追放民、ユーバージードラー、外国人労働者、庇護申請者・難民、アオスジードラーなどが区別され、各々が特定の段階に一種の主役の役割を演じる形になっている（近藤 (d) 78ff.）。それらの詳細についてここで立ち入ることはできないが、無論、3つのどの段階にも庇護申請者もいれば、アオスジードラーも見出されるように、そのことは、段階が替わると主役たちが完全に舞台から退場したことを意味するわけではない。膨大な犠牲者を生んだヒトラーの大ゲルマン帝国の野望が敗戦とともに潰え、第三帝国が崩壊すると前後して東部領土をはじめとしてドイツ人の追放が始まったが、ドイツに流入した被追放民に続いて様々な集団があるいは並行し、あるいは前後してドイツに到来した。被追放民の大波が沈静した1950年から1998年までに限っても、上記の集団のどれかに所属してドイツに流入した数は3000万人にも達したのである。

もちろん、これらの人々が全てドイツに定住したわけではないことは、誤解を避けるためにも断っておかねばならない。実際、外国人労働者の帰国や庇護権を認定されずに出国した庇護申請者、あるいは外国に移住するドイツ人などドイツから流出した人口も2000万人に上っている事実には十分な考慮が払われるべきであろう（Münz/Seifert/Ulrich 18）。それにとどまらない。最後に挙げたドイツ人の国外移住は、ドイツの移民問題について語る時、外国人に注意が奪われがちであるだけに慎重な姿勢が求められることを教えている（近藤 (f)）。これについても波動が見出せるが、国際的な人材獲得競争が強まっている近年では、高学歴層を含んだ国外移住は、頭脳流

出に対する懸念と相俟って、重大性を増してきている。18世紀から19世紀にかけてドイツが移民流出国だったことは拙著で説明したが（近藤 (a) 22ff）、近年のドイツは流入と流出の両面で文字通り本格的な移民国になりつつあるといえよう。

いずれにせよ、第二次世界大戦の終結以降、ドイツの地で展開された多彩で大規模な人の移動を振り返り、その重みを考えれば、戦後ドイツが他の先進国に類を見ない国際的な人口移動の大波に洗われている事実は銘記されるべきであろう。この点を踏まえつつ、以下では避難民と被追放民に照準を合わせることにしたい。戦後ドイツの移民問題を追跡するとき、時間軸でみて最初に登場するのがこの集団であり、規模の大きさと問題の重さから見て忽せにできないにもかかわらず、種々の事情でわが国ではあまり知られているとはいえないからである。

1. 第二次世界大戦末期の避難民

避難民と被追放民の二つの集団は一括りにして論じられることが多い。法的な面からみればそのように扱うのがたしかに簡便であろう。また両者が連続していることもその理由として挙げられよう。けれども、そうした方法では避難民までも追放の対象になったかのような誤解が生じやすい。その上、実は一括して処遇する政策には故意に両者を一体として扱うことによって受難の側面を大写しにする意図が働いていたのも否定できない（Frantziach/Ratza/Reichert）。そうした事情を勘案し、両者を区別した上で、以下ではまず避難民に焦点を絞ろう。

第二次世界大戦は外国人の強制労働という点だけでも大規模な人の移動を引き起こした。総力戦を貫くために膨大な兵士が必要とされる一方、戦時経済は軍需で膨張した。その結果、労働現場で生じた人手不足を埋めるためにドイツでは1944年8月時点で外国民間人と戦争捕虜を合わせて765万もの人々が就労していたのである（Herbert (b) 146f）。冷戦が終わった1990年代に強制労働に対する補償問題が重大化した背景には、そのスケールが大きかったことがある（近藤 (b) 178f）。しかし、この点に注意を奪われて見落とされがちだが、ヒトラーが支配したドイツでは、別の面でも戦争勃発直後から既にかかなりの規模の移住が生じていた。すなわち、1939年9月28日にドイツとソ連の間で締結された国境友好条約に基づき、ソ連国内やソ連の勢力圏に編入されたバルト諸国あるいはソ連占領下のポーランドなどの諸地域から1941年までに38万9千人のドイツ系住民が民族ドイツ人として「帝国への帰還」の名で占領したポーランドのゲルマン化のために移住させられたのである（Rautenberg (a) 21f）。これと並行してドイツはイタリアをはじめとして1943年までに14の国々

と協定を結び、それに基づいて合計で62万5千人、協定以外の方法も含めると総計で約100万人の民族ドイツ人を住民交換の形で回収した (Beer 40ff.)。その一方で、ドイツとソ連に分割されて国家を失い、再び異国の支配下に置かれたポーランド人が、ダンツィヒ周辺やヴァルテラントから追い出されて新設された総督府に強制移住させられた。民族浄化に当たるこの悲運に見舞われたポーランド人の数は120万人にも上ったが (Esch 195f.; Bade 285f.)、これにはやがて最終解決として絶滅政策の対象にされるユダヤ系市民は含まれていない。またポーランド人が排除されたのと並行して、ドイツ占領地域に居住していたウクライナ人やリトアニア人がソ連への移住を強いられた。もちろん、ソ連が占領したポーランド東部ばかりでなく、バルト諸国やその他の地域でも強制移住が広く行われたことを見落としてはならない。また、ドイツの場合、このような強制力による大規模な住民の入れ替えが、民族に価値序列を持ち込む人種主義的妄想に基づいていたのは指摘するまでもないであろう。

しかしながら、ドイツ人の間でより大規模な移住が見られるようになったのは、第三帝国の敗色が濃くなった第二次世界大戦の末期から敗戦直後にかけての時期である。というのは、この時期に避難民と被追放民が出現したからである。上述のように、時間的に連続する形で両者の集団が現れたことや、法的な面でのひとまとめにした処遇から、これら二つの集団は一括して扱われるケースが多い。また日常的な用法でも区別はなされず、「難民 (Flüchtlinge)」という語で「戦争の結果、故郷を去らなければならなかったすべての人々」が包括されているのが一般的といってよい。さらに1982年の連邦内務省の文書では、これらに加えて戦争障害者、政治難民、戦争捕虜などを包括するカテゴリーとして「被災者 (Geschädigte)」という用語も使われている (Der Bundesminister des Innern)。しかし呼称自体が示唆しているように、両者は発生時期も経緯も異なっているし、出身地域にも重なり合わない部分が見られる (Benz (b) 10f.)。

避難民が出現したのは、スターリングラード攻防戦でのドイツ軍降伏を境に優勢に転じたソ連軍が初めてドイツ本土に到達し、東プロイセンに侵攻した1944年8月以降と考えてよい。これに伴い、同地域の住民たちは戦闘に巻き込まれるのを避けるために自発的もしくは軍の退去命令により、家財の多くを残したままより安全な場所に向けて、追い立てられるようにして避難を開始したのである。しかし頑強な抵抗にもかかわらず戦況は好転せず、ドイツ軍の敗走とともにソ連軍の本土への侵入範囲が広がるにつれて避難する民間人の数が膨れ上がっていったのは当然だった。また当初は一時的だと思われていた避難もやがて故郷の放棄の色彩を強めていくことになった。住民が慌ただしく住み慣れた地を引き払う様子は、その後の苦難の道のりと合わせ

て、東プロイセン出身で戦後西ドイツの論壇で活躍した M.G. デーンホフの回想記『もう誰も呼ばない名前』（邦訳『喪われた栄光』学習研究社、1963年）などに描かれている。なるほどソ連軍はラジオを通じて住民たちにこう呼びかけていた。「赤軍はドイツ市民をナチスから解放するために前進しているのだ。文化高き赤軍の兵士はあなた方に自由をとりもどし、あなた方を保護することをスターリン元帥は約束する。安心して冷静に赤軍を迎えて下さい」（邦 182）。とはいえ、この言葉を真に受けるドイツ市民はどこにもいなかった。A. ビーヴァーが指摘するように、「東方からのスラブ族来寇にたいする父祖伝来の恐怖心」が多くのドイツ市民の心の奥深くに根をおろしていたのに加え、「ドイツ人はすべての男性が奴隷としてソ連に連行されるのではないかとおそれていた」のである（ビーヴァー (a) 38,541）。

こうした混乱の渦中で、1944年10月に東プロイセンの小村ネマースドルフをドイツ軍が奪回した際に明るみに出た事件は民間人の間にパニックを引き起こすことになった。そこでは子供、老人、女性など多数の住民がソ連軍によって虐殺され、死体となって発見されたのである（Grube/Richter 148f.; Mühlfenzl 130f.）。この種の事件はネマースドルフに限られず、赤軍が通過した村のいくつかでは生者より死者のほうが多かったと指摘されるように、同種の惨劇は各地で起こった。T. ジャットによると、アメリカ外交官として当時モスクワに駐在していたジョージ・ケナンはその光景について回想記にこう記している。「ソヴィエト軍の進入によってこの地方を見舞った災厄は、近代ヨーロッパのいかなる経験をも絶している。現存するすべての証拠で判断する限り、ソヴィエト軍が通過した後、地元住民が男も女も子供も一人として生き残っていない地域がかなりあったのだ。・・・ロシア軍がこの地の住民を掃討したやり方は、かつてのアジア遊牧民以来その類例を見ないものだった」（ジャット 27）。この一文からはケナンの驚愕ぶりが伝わってくるが、ネマースドルフが惨事のシンボルになったのは、ソ連軍のドイツ本土侵攻初期に発生したからであり、恐怖心を煽り、抗戦意思を高揚させるために宣伝大臣ゲッベルスによって徹底的に利用された。宣伝省はカメラマンを前線に派遣して残虐の跡を記録させ、ニュース映画に仕立てて映画館で上映したのである（ビーヴァー (a) 72; ムーアハウス 475）。もっとも、ドイツの一般市民は政権からの報道を鵜呑みにしたわけではない。とりわけ、大戦後半になって、軍の報道がますます都合のいいことだけを伝えるようになると、ドイツのメディアに対する信頼が掘り崩され、政府の発表は信用を失うようになったからである（ポイカート 71; デーンホフ 24）。けれども、当初は相変わらずの誇大宣伝とみて半信半疑だったドイツの一般市民も、避難民がもたらす情報や各地の様子についての噂が広がるにつれてドイツ人に向けられたソ連軍の憎しみを悟らざるをえなかった。

「怒りこそ兵士たちの力の源泉だった。ドイツ人がすべての悪の根源だった。親友の死から、焼け落ちた街、故郷の子供を苦しめる飢餓、砲弾の雨がまた降るのかという恐れまで、全てがドイツのせいだった」(メリデール 343)。C.メリデールのこの文章は、スターリンによる反ドイツ宣伝の効果を考慮に入れても、ソ連で暴虐の限りを尽くしたドイツ軍の行為とそれに対するソ連民衆の憎悪と怨恨を考えれば、決して誇張とは思われない。

たしかに「ドイツ人に対する憎悪をかきたてるよう、そして復讐の感情を燃え上がらせるよう」にプロパガンダが行われ、ドイツ軍の残虐行為が大々的に宣伝されたのは事実である。また、「ドイツ人を殺せ—これが君の母親の祈りだ。ドイツ人を殺せ—これが君のロシアの大地の叫びだ。ためらうな。やめるな。殺せ」、「殺せ、消してしまえ。ドイツ人について穢れのないものなどまったくない。いま生きているドイツ人についても、これから生まれてくるドイツ人についても」と叫んだ、わが国でも親しまれた作家エレンブルクやシーモノフたちによる過激なまでの煽動も繰り返された(ビーヴァー (a) 269; ゾンマー 52; メリデール 211, 344)。それらがなにがしかの影響を及ぼしたことは否定できないにせよ、留学生として戦争中のドイツにとどまった邦正美がソ連軍将校の狼藉に苦言を呈した際の返答には宣伝の域を超えた迫真性がある。「それで何が悪い? ドイツ兵はソ連に侵入して何をしたというのだ? 民家を焼き、略奪をし、女を強姦したではないか?」(邦 305)。ここに吐露された復讐心に加え、自分たちより豊かで快適なドイツ人の暮らしぶりを目の当たりにしたときの驚愕の反作用という面も無視できない。「どうしてこんなに多くを有する国民が僅かしか持たない国民の乏しい財を破壊できるのか」(Bessel 155)。実際、ドイツ本土に到達した兵士たちが自国より遙かに高いドイツ人の生活水準に接した驚きは大きく、それだけ怒りも強烈にならざるをえなかった。「ロシアの兵士たちの復讐への願望は、自分たちの名誉と男らしさを取り戻し、ドイツの豊かさと自己満足によって先鋭化した劣等感を打ち消す願望に駆られていた」というネイマークの言葉は(Naimark 115)、怨念を強め、蛮行に兵士たちを駆り立てた動機を正確に言い当てているであろう。ドイツに向けて「国境を越えたとき、ロシア人はドイツの樹木まで忌まわしいものと見たが、ベルリンでも建物まで忌まわしいと感じた」(ビーヴァー (a) 510,78) のは、いわば心理的必然だったのである。

いずれにせよ、ドイツ側では、ネマースドルフの事件は、ヒトラーが宣伝した「下等人間」であるロシア人の野蛮さの証明とされただけでなく、独ソ戦開始以降ドイツ国防軍とSS特殊部隊がソ連国内で繰り返した人種主義的偏見に基づく数知れない蛮行に対する報復と見做された。他方、ソ連側では、ナチと一般のドイツ人とを区別す

るという公式に掲げていた立場に反して、実際にはソ連指導部は住み慣れた土地からドイツ人を追い払う政治的計算もあって報復行為を黙認し、ドイツ軍将兵に対してばかりでなく、民間人を含むドイツ人そのものに対する憎悪を煽っていたのである (Zayas (a) 61ff.)。その結果が、占領したドイツ各地でソ連軍兵士が大規模に繰り広げた野放図な略奪や暴行にほかならない。とりわけ激しい攻防戦の末に陥落した首都ベルリンで吹き荒れた蛮行は凄まじかった。なかでも深刻だったのは、高齢者から少女までを含む女性に対するレイプが無数に起こったことである。繰り返されたレイプ被害のショックによる自殺や無理な墮胎で命を落とした人が少なくなかった上、深い恥辱感、結婚の破綻、肉体関係に対する恐怖などその影響は生涯にわたって長く尾を引いた。凄絶を極めた狼藉の様子は、著者不詳ながら反響が大きく、2008年にM. フェルバーボェック監督によって映画化された『匿名-ベルリンのある女』(邦訳『ベルリン終戦日記』白水社 2008年)をはじめとする数々の記録に克明に描かれているほか (ザンダー/ヨール; アンドレーアス=フリードリヒ; レオンハルト 279f.; 新関 164f.)、様々な回想録を踏まえた研究でも言及されており (Mühlhauser; メリデー 364ff.; 永井 16f.)、ソ連兵の「フラウ、コム」という呼びかけの声とともに今日では周知の事実になっているとあってよい。実際、『ベルリン陥落 1945』(白水社 2004年)などの優れた戦記で知られ、『ベルリン終戦日記』にも序文を寄せているA. ビーヴァーによると、一般的には200万人のドイツ人女性がレイプ被害者になったと推定され、ベルリンでの被害者数は9万5千人から13万人に達したとみられるという。また、R. ムーアハウスはこの数字を引きつつも、「本当の数字はそれより遙かに高いのは疑いない」と述べ、ソ連のある従軍記者がソ連軍を「強姦者の軍隊」だったと回想していることを伝えている (ビーヴァー (b) 15; ムーアハウス 494)。

無論、レイプなどの蛮行はソ連軍に限られていたのではなく、アメリカ軍やイギリス軍でも発生した。なかでもドイツ側の衝撃になったのは、シュヴァルツヴァルトの小都市フロイデンシュタットが1945年4月半ばにフランス軍に占領された際に公称で500人とされる女性が兵士によって暴行された事件だった。というのは、フランス軍には北アフリカ出身の植民地兵士が含まれており、悪夢として語り継がれてきた第一次大戦敗北後のラインラント進駐の際に生じた出来事を想起させたからである。もっとも、ソ連軍の場合とは発生件数でも格段に違うので、これらを同列に並べるのは適切ではない。ベッセルが確認しているように、「アングロ・サクソンの軍隊によって占領された地域で民間人に対する無数の暴力があったとしても、イギリス軍とアメリカ軍の振舞いはソ連軍のドイツ侵入に伴って起こった大量レイプと抑制なき破壊には類似していない」点を看過できないのである (Bessel 161)。また、現

在では広く知られているものの、こうした忌むべき出来事は大部分の被害者の記憶の中に封印され、長く明るみに出されなかったことも付け加えておかねばならない。その意味ではそれは東西を問わず戦後ドイツのタブー・テーマになってきたといつてよい。1950年代後半にベルリンを訪れた独文学者の竹山の慧眼はそれを見逃さなかった。当時の「西ベルリンで、共産主義ないしロシア人に対する憎悪敵意が燃え上がっている」ことを伝える一方で、彼は二つのタブーの存在を確認している。一つはホロコーストを話題にすること、もう一つは、「婦人に向かって終戦の時の消息をきくこと」である（竹山 78）。

ともあれ、以上で述べた事情から、ソ連軍の侵攻がドイツ東部地域の住民たちを恐怖に陥れたのは当然だった。それでも拠点の死守を命じられていた軍は住民に対して立ち退き禁止令を出して直ぐには避難することを許さず、それどころか高齢や年少の男性までもが急遽防衛に駆り出された（デーノンホフ 16f., 50; ドイツェクロン 268）。そのために避難の時機を失って混乱が拡大し、多大の犠牲を招く結果にもなった。しかし一旦軍や官憲から避難の許可や命令が出ると、ソ連軍が接近した地域からは続々と故郷を退去する民間人があらわれた。持ち出せるだけの家財を積んだ荷車や僅かな貴重品を詰めたリュックサックを背負った人々の西に向かう長蛇の列が出現し（クロコウ 60ff.; 川口 115ff.; 永岑 418ff.）、混乱を極めたこの行列に時には敗走する軍隊までもが合流したのである。

もちろん、これらの人々がすべて安全な場所に到達できた訳ではない。安全と思われた場所にも間もなくソ連軍が迫り、再び逃避しなければならなかったし、途中で食糧の欠乏や酷寒のために斃れた人も少なくなかった。その上、進撃スピードの速いソ連軍に追いつかれて拉致されたり、殺害されたりした人々も存在したのである。その一方で、ヒトラーによってベルリン陥落直前に後継者に指名されることになるデーニッツ元帥の指揮下にドイツ海軍は、ソ連軍に追い詰められた避難民をダンツイヒヤゴーテンハーフェンからキール周辺の安全地帯へ海上輸送する作戦をはしけやタグボートなど多数の小型船舶をも動員して展開した（Schön 11f.）。それによって救出された市民は200万人から300万人にも上ったとされ、この「ハンニバル作戦」で海軍が発揮した「並はずれた粘り強さと勇氣」には今日まで高い評価が与えられている（ビーヴァー (a) 202）。けれども、その過程で、救出に当たっていた歓喜力行団所属の客船ヴィルヘルム・グストロフ号がバルト海でソ連潜水艦によって撃沈され、乗船していた9000人近くの避難民や傷病兵たちが外気温マイナス18度という厳寒のなかで凍りつきそうな海に投げ出されて死亡する悲劇をはじめ、同じく6666人といわれる犠牲者を出したゴヤ号の沈没やシュトイベン号のそれのように海難史上最大級

の惨事が続発したのである (Aust/Burgdorff 37ff.; Thorwald 159ff.; ドブスン / ミラー 124ff.)。1912年に処女航海で氷山に衝突して沈没した豪華客船タイタニック号の遭難は遍く知られているが、死亡したのは1500人余りだったから、バルト海での相次ぐ悲劇の規模の大きさが推し量れよう。なかでもグストロフ号の惨劇は、ノーベル賞作家でダンツィヒ生まれのギュンター・グラスが2002年の作品『蟹の横歩き』(集英社2003年)で主題に取り上げ、2007年にはJ. フィルスマイヤー監督により『グストロフ号』という船名そのままのタイトルで映画化されたことによって広く知られるようになっていく。こうした出来事に見られるように、海路もまた安全にはほど遠かったが、それ以上に迫りくるソ連軍の脅威に晒されつつ、わずかな家財を積んだ荷車を引き、子供や老人を伴って行列を作り、一団となって西に向かう逃避行は危険に満ちていた。しかもその危険は、真冬を迎えて凍りつき爆撃で氷が裂けた干潟や広大な雪原を大抵は徒歩で越えなければならなかったために倍加されていた (Grube/Richter 155ff.)。避難の過程で数知れない犠牲者が出たのは不可避だったのである。

さらに東から進撃を続けるソ連軍を牽制する狙いから、1945年2月13日から翌日にかけて米英空軍は古都ドレスデンに徹底した空爆を実施し、エルベの真珠と称えられた壮麗な同市は一夜にして死臭の漂う焦土と化した。3万5千人とも6万人ともいわれる犠牲者の中に多くの避難民が含まれていた (Böddeker 199; Gretzschel 97)。同様に、ヒトラーの自殺を挟んで攻防が繰り返された第三帝国の首都ベルリンでは、安全を求めて流れ込んでいた避難民たちが建物の一つ一つを争う激しい市街戦に巻き込まれた上、攻める側の先陣争いと守る側の徹底した抗戦のために膨大な犠牲者の山が築かれた。東ドイツ建国の中核となるウルブリヒト・グループの一員としてモスクワから陥落直後のベルリンに入ったレオンハルトが、惨状を想起して、「まさに地獄絵巻だった。燃え残り、廃墟、ちぎれたボロを着て飢えにさまよう人の群れ。どうしてよいかわからぬように、途方に暮れたドイツの兵隊。・・・一杯の水をもらうため、ポンプの前に辛抱強く立ち尽くす人間の列。誰もが見るも恐ろしいまでに疲れ、飢え、消沈し、ぼろぼろだった」(レオンハルト 281)と記したのは、決して誇張ではなかったであろう。鋭い観察眼で第三帝国を終末まで見届けたシャイラーも、敗戦直後の変わり果てた様子についてこう伝えている。「支配人種としての自らの使命をあれほどやみくもに信じていた侵略的な国民」が「いまでは廃墟をほじくりまわし、打ちひしがれ、放心し、寒さと飢えに震え、意志も目的も方向も持たない人間となり、ただ明日一日命をつなぐために食べ物をあさり、雨露をしのぐ場所を探す、動物のような姿になり果てている」(シャイラー 134)。第三帝国が瓦解する頃にはその国土と国民はこのように惨憺たる光景を呈するまでになったが、こうした実情に加え、戦争

末期に「生き残ってくださいよ」という言葉が挨拶代わりに交わされた事実が示すように、たとえ安全と思われる地域に逃れても、民間人をも無差別に標的にする戦争そのものの恐怖から何人も免れることはできなかった（ドイッチェクロン 287f.; 邦 183ff.）。その意味で、ナチス・ドイツが無条件降伏するまでの間、避難民たちはどこに逃れたとしても塗炭の苦しみを嘗めねばならなかったのである。

けれども、注意を要するのは、敗戦によってようやく戦火が止んでも、彼らの苦難と悲嘆には終止符が打たれなかった事実である。「戦争の最後の数週間と占領支配の最初の日々は、じきに以前の生活の『正常性』に戻れるという考えを馬鹿げたものに思わせた。・・・戦後の諸条件の下での生き残りのための闘争が始まった」（Rürup 131）からである。交通機関の壊滅や食糧事情の悪化などに加え、故郷が昨日までの敵国によって軍事占領されていたため、帰郷という選択肢は避難民たちに現実にはほとんど残されていなかった。しかも他面では、危険を冒してようやく辿り着いた土地も、戦火のために道路、電力、衛生などの生活インフラが破壊され、その日の生存を維持することさえ容易ではなかった。その上、見知らぬ地には生活基盤がないのに加え、辛うじて持ち出した家財も多くは逃避行の途中で失っていたので、避難民の大半は文字通り無一物で困窮の日々を過ごさなければならなかった。そうした窮状は、北西ドイツを占領統治したイギリス軍政府の元高官が敗戦直後のケルンを回想した次の一文から窺うことができる。「市内の交通機関は存在しなかった。電気やガスの供給もなく、ライン川は破壊された鉄橋やその他のゴミで完全に航行不能となっていた。下水は地表を流れ、何千というドイツ人が飢餓の状態にあった。数十万人の避難民が道を行き交い、ある一団は西へ、他の一団は東へと進んでいった時代である」（ゾンマー 341）。この文章が一例となるように、避難民たちが茫然自失の状態に陥っていた様子は、敗戦前後の光景を活写した数々の記録に克明に書き残されている。けれども、彼らにはいつまでも悲嘆にくれていることは許されなかった。土着の人々にも増して深刻な食糧難や住宅難を切り抜けなくてはなかったからである。この難題に向き合ったのは主に女性だった。フレーフェルトがいうように、敗戦によって「男たちの戦争は終わったが、主婦と母親のパンと石炭を求める小さな戦争に終わりはなく、食料の余裕がなくなればなくなるほど、この闘いはより苛酷で絶望的なものになった」のである（フレーフェルト 240）。こうして土着の人々の傍らで避難民たちも新たな土地で苦闘を始めることになったが、それと同じ頃、もう一つの悲劇が生起しつつあったことにも視線を向けなければならない。追放がそれである。

2. 第三帝国崩壊後の被追放民

追放について考える時、その対象となった被追放民が嘗めた筆舌に尽くしがたい苦難に目を奪われて忘れられがちなのが二つある。その一つは、「移住を望まない住民の暴力的な追放はナチスが始めたものだったが、いまやそれがドイツ人に戻ってきた」（ヴィンクラー 115）という基本的事実である。既述のように、例えばナチスは戦争初期に占領したポーランドで大量の住民の強制移住を実行したが、それがブーメランのように我が身に降りかかることになったのである。

もう一つは、追放が主として東から西に向けての移動だったのに対し、戦争末期から戦後初期にかけて西から東に向かう移動が存在したことである。ソ連軍の占領地域が拡大するにつれ、労働による賠償という名目でドイツ軍捕虜のほかに民間人がソ連に連行され、強制労働に従事したが、多大の犠牲を伴ったこの出来事には従来ほとんど注意が払われてこなかったのである（Hendel 76; 近藤 (e) 105f.）

それはさておき、戦後処理の一環としてドイツ人追放の構想を最初に提起したのは、ナチス・ドイツによって解体されたチェコスロヴァキアを脱出してロンドンに亡命政権を樹立した大統領のベネシュであった。彼は早くも1941年9月にイギリスの雑誌で追放を主張している。そして彼の粘り強い説得工作の結果、その基本線は連合国指導者によって受け入れられるところとなった。これに基づき、ドイツ降伏直前から既に一般市民の自然発生的な報復の対象になっていたズデーテン・ドイツ人の上には大量追放の嵐が吹き荒れた。故郷から放逐された者の数は、モラヴィア地方からも含めて総計で約300万人、追放の過程での死者は30万人にも上ったといわれる（Habel 93ff.）。けれどもチェコスロヴァキアをも上回る規模で追放が遂行されたのは、再建されたポーランドにおいてであった。

1945年2月にクリミア半島の保養地ヤルタで開催された米英ソの首脳会談における合意に基づき、従来のドイツ東部地域は軍事的に制圧したソ連の占領下におかれたが、ドイツが降伏する直前の1945年4月にソ連は活動を始めていたポーランド臨時政府に施政権を委譲した。無論、その臨時政府はポーランド消滅に伴ってロンドンに逃れた亡命政府ではなかった。亡命政府は、ナチス・ドイツとの密約に基づき第二次世界大戦勃発に合わせてポーランドを分割支配したばかりか、カチンの森事件を引き起こし、1944年8月のポーランド国内軍によるワルシャワ蜂起を見殺しにしたソ連と対立を深めていた。他方、ソ連軍の侵攻に伴い、モスクワの後押しを受けた共産主義者の組織がルブリンで活動を開始していたが、そうした背景のもとに施政権を行使するようになったのは、このいわゆるルブリン委員会を母体とする、ソ連に忠実な政

府だった（伊東 183f.）。その一方で、独ソ両国に侵略されて消滅したポーランドの再建に絡み、ヤルタ会談での合意を踏まえてソ連はかつてのいわゆるカーゾン・ラインを事実上復活させ、独ソ戦開始後にソ連も同意した大西洋憲章が謳う領土不変更の原則に反して、ソ連の領土を西に拡張した。この国境線の変更によりポーランド領土は縮小せざるをえなかったが、その代償としてソ連がポーランドに提供したのが、オーダー川とラウジッツ＝ナイセ川より東に広がるドイツの領土であった。

かつてのカーゾン・ラインまでのソ連の領土拡張がヤルタ会談の場で合意されていたのとは異なり、ポーランドの西側国境問題が絡むこの地域はヤルタでは帰属が決定されず、ラウジッツ＝ナイセ川を境界線とすることを曖昧にしたまま、平和条約で最終確定するまでという条件で暫定的にポーランド臨時政府に管理が委ねられた。そのため、この問題は1945年7月のポツダム会談でも再度協議されたが、ラウジッツ＝ナイセ川を暫定的な境界線としたうえで、最終決着は先送りされ、明確な結論には至らなかった。しかし、協議が難航していても、当然ながらその土地にはなお故郷の立ち退きを拒否した多数のドイツ人住民が残留していた。戦火が止むと、彼らの一部は強制収容所に入れられたほか、ソ連に送られて強制労働させられたり、中央労働収容所を通してポーランド各地で労働を強いられた者もあり、死亡率は高かったといわれる。またそれ以外にもドイツ人には白い腕輪などの目印をつけることが義務づけられ、ポーランド市民による野放図な暴行の対象にされた（Grube/Richter 176ff.）。その背景には戦時期に第三帝国の名において繰り返された残虐行為に対する復讐心があったのは指摘するまでもない。

こうした措置と並行して、再生ポーランドの領土としての既成事実を作ることによって上記の地域を組み込む狙いから、ドイツ人を一掃し、代わりにポーランド市民を定住させる動きが現れた。同様にドイツ人が長らく暮らし、歴史的にドイツの都市であるダンツィヒや、結果的にソ連とポーランドに分割・併合された東プロイセンなどでも残っているドイツ人住民の強制的排除が推進された。ヤルタでの協議の際、強制排除に対するチャーチルの疑義に対してスターリンは、すでに逃亡したのでこの地域にはドイツ人はもういなくなったと嘯いたが、無論、それは強権行使を糊塗する詭弁でしかなかった。もっとも、チャーチルの懸念も強制排除によって自国の占領地区の負担が大きくなることに重点があり、基本的にはアメリカ大統領ローズベルトとともにこれに同意を与えたのであった。

民族浄化と表現してよいこの排除のプロセスでは、初期には統制が欠けていたためにポーランド人民兵によるドイツ民間人に対する虐待が頻発した。その結果、暴行はもとより、病気や疲労、飢餓などのためにオーダー川以西への強制移送の途上で命を

落としたドイツ市民が少なくなかった。こうした事態を黙視しえなくなったためにポツダム会談ではこの問題が話し合われ、領土の帰属が明確化されないまま、ドイツ民間人の移送を秩序正しく人道的に実施すべきことが決定されたほどである。これを受けて虐待には一部に改善が見られたものの、同時にドイツ人追放が認知されたことからその規模が拡大し、再生ポーランドにはほとんどドイツ人が見当たらないといわれるところまで追放が続けられた。こうして残留していたドイツ人の多くが1949年までに財産の大部分を残したまま故郷から放逐され、ソ連に編入されたポーランド東部のポーランド人218万人が住民交換の形でドイツ人が立ち退いたあとに入植したのである（伊東 179）。

この過程でドイツの一般市民が体験した苦難については多くの証言があるが（Mühlfenzl 140ff）、同じような追放の悲劇は、上述したチェコスロヴァキアばかりでなく、ハンガリー、ルーマニア、ユーゴスラヴィアなどでも見られた。そのなかでも追放の規模が大きく、陰惨な事件が付随したのはチェコスロヴァキアの場合だった。ズデーテン地方の割譲が国家の消滅に直結する形になったこの国では、ナチスの先兵となり、暴虐な支配に協力したズデーテン・ドイツ人は文字通り国家の裏切り者であり、反逆者と見做された。彼らに激しい憎悪が向けられ、追放の過程が凄惨にならざるをえなかったのはそのためである。なかでもウスティ・ナド・ラヴェム（ドイツ名アウシヒ）で移送途上の数千人のズデーテン・ドイツ人が惨殺された事件は、多くの犠牲者を出した「ブルノ（ドイツ名ブリュン）の死の行進」と並んでドイツ側では長く語り継がれ、ドイツ・チェコスロヴァキア関係の修復を阻む刺の一つになってきた（Böddeker 298f）。事件の原因や被害の規模など真相はいまだに明らかになっていないものの、その種の事件の多発は一般市民が抱く怨念にも似た心情と切り離すことができないのは確かであろう。無論、農地を含めてズデーテン・ドイツ人が残した財産が政府によって無償で接収されたことも看過できない。というのも、その価値は国富の4分の1に達するほど巨額だったからである。ズデーテン・ドイツ人追放の詳細は省略せざるをえないが、共産党独裁を瓦解させたビロード革命で大統領に就任した作家のハベルが追放に関しチェコスロヴァキア側にも非があったのを認めたのは、市場経済化に対する統一ドイツの援助の期待からばかりでなく、歴史的和解のためには追放に財産没収のような明らかに不当な面があった事実を率直に認めなければならないという判断によると思われる（Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 26.1995）。因みに、ハベルは「プラハの春」が弾圧された後の反体制派知識人グループ「憲章77」のメンバーであり、1989年に西ドイツの書籍出版業組合から平和賞を授与された際にヴァイツゼッカー宛に認めた手紙にこう書いた。「私自身は－友人の

多くも同様ですが一戦後のドイツ人の追放は間違っていたと判断します。この追放は極めて不道徳な行為だったと私は考え続けてきました。これはドイツ人だけではなく、恐らくはそれ以上にチェコ人自身を大きく損なってきました。」この手紙をヴァイツェッカーは、「われわれドイツ人に対する和解のシグナル」と評している（ヴァイツェッカー 274）。

それでは避難と追放によってどれだけのドイツ人が移住を余儀なくされ、またその過程でどれほどの犠牲が生じたのであろうか。

これを見る場合、2つの点に注意する必要がある。一つは用語である。西ドイツでは1950年代にこれらの人々を援助する法令が整備されたが、既に冷戦の時代を迎えていたため、ソ連・東欧圏の体制の邪悪さを強調する反共主義的な意図を込めて、避難民と被追放民を一括して被追放民と呼ぶようになったことである。上述のように、この用法を踏襲して両者を区別しない文献が少なくないが、前者が戦争末期に前線が接近してくるなかで避難のために自己の判断に基づいて、もしくは軍や官憲の命令によってやむなく故郷を去ったのに対し、後者が戦争終結後に避難の必要が消滅した段階で故郷からの退去を強制されたという相違は軽視すべきではない。なぜなら、例えば約950万人を数えた東部領土のドイツ人住民のうち半数は敗戦までに避難したと見られるが、これらの人々をも被追放民と呼ぶと追放の規模が大寫しされる結果になるからである。無論、避難民たちも故郷に帰ることは事実上不可能になり、残してきた財産なども失った点では被追放民と同じ境遇に置かれたことが軽視されてはならないのはいうまでもない。

もう一つの点は、避難民にせよ被追放民にせよ、敗戦前後の混乱の中の出来事であるため、正確な数の把握が困難なことである。戦争開始の時点については、それまでの国勢調査から住民の数を知ることができる。けれども、戦争が始まってからは、戦時下で軍務に就いたり、他の地域に移動した人々の数をはじめ、西部地域の空襲を避けて疎開してきていた人々などが多数存在するため、戦時期の人口の変動はもはや明らかにならない。その意味で、各種の文献に挙げられているのはいずれも推定値であることを銘記しておく必要がある。とはいえ、それらがおおよそその変化を掴むうえで十分に役立つのは間違いないであろう。

これら2点に留意しつつ、A.-M. ド・ゼーアスが整理している表1から表4までの数字を眺めよう（Zayas (b) 216）。

それによれば、1939年にドイツ東部領土にはシュレージエン地方458万人、東プロイセン地方247万人など合わせて957万5千人のドイツ人住民が生活していた。そしてドイツ以外の国々ではズデーテン・ドイツ人を抱えるチェコスロヴァキアに348

表1 避難と追放以前の人口

(単位：1,000人)	
1939年のドイツ東部領土	9,575
東プロイセン	2,473
東ポンマーン	1,884
東ブランデンブルク	642
シュレージェン	4,577
チェコスロヴァキア	3,477
バルト諸国・メーメル	250
ダンツィヒ	380
ポーランド	1,371
ハンガリー	623
ユーゴスラヴィア	537
ルーマニア	786
小計	16,999
+1939年-1945年の出生超過	659
総計	17,658
-戦争による喪失	1,100
敗戦時のドイツ人口	16,558

表2 避難民と被追放民 (1945 — 1950年)

(単位：1,000人)	
ドイツ東部領土から	6,944
チェコスロヴァキアから	2,921
その他の国から	1,865
総計	11,730

表3 故郷に留まった者

(単位：1,000人)	
ドイツ東部領土	1,101
チェコスロヴァキア	250
その他の国	1,294
小計	2,645
+生きて捕えられた者の推定数	72
総計	2,717

表4 避難と追放での死者・行方不明者

(単位：1,000人)	
ドイツ東部領土から	1,225
チェコスロヴァキアから	267
その他の国から	619
総計	2,111

出所：Zayas, Alfred-Maurice de, Anmerkungen zur Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, 3. Aufl., Stuttgart 1993, S.216より作成。

万人、ポーランド137万人、ルーマニア79万人、ハンガリー62万人など総計742万4千人のドイツ系住民が暮らしていた。これらを合計したうえで、1939年から45年までの出生数の超過分を加えると、敗戦の頃には1765万8千人になる。そのうちドイツ東部領土の110万人をはじめとして故郷に残留したのは264万5千人であった。また軍人や軍属として戦闘で死亡したり行方不明になったりした者は110万人程度と推定される。そして残りの大部分を占める1173万人が避難民もしくは被追放民として1950年までに故郷を追われ、東西ドイツに分断される地域に流入したのである。その結果、1950年9月に実施された国勢調査によれば、西ドイツに居住する彼らの数は797万7千人に達し、総人口の16.1%を占めることになった。また出身地域の内訳では、東部領土56.9%、チェコスロヴァキア24.0%、ポーランド8.2%、南東欧8.0%などとなっている(Reichling 30f.)。戦争でのドイツの犠牲者数については諸説があり、ゲアテマカーは兵士400万人、民間人380万人の合計780万人とする一方、木村は軍人約500万人、民間人は50万人と推定されるとしているが(Görtemaker 12; 木村 334)、軍事史家として定評のあるR-D. ミュラーたちの精緻な研究によれば、戦闘

のほか空爆などによって戦争全体を通じドイツでは518万の兵士と117万の民間人を合わせて635万人もの人命が喪われた（Müller）。どの数字を信頼すべきかについては、犠牲者の定義と範囲の問題とも絡むので即断は難しいが、いずれにせよ、このように膨大な犠牲を払ったにもかかわらず、ヴァイマル共和国期の4分の3に縮小した領域で人口密度は急上昇し、1平方キロメートル当たりの人口は1939年の167.5人から1946年の184.6人に増大した。また西ドイツ地域に限ると、その人口は戦争直前の1939年5月の3934万人から1950年9月に4670万人へと21%も膨張したのである。こうした大きな変動の主因が避難民と被追放民の流入にあるのは、もはや多言を要しないであろう。

因みに、以上の被追放民たちを出身国ないし地域で区別すると次のようになる。最大グループはオーダー＝ナイセ線以东のドイツの旧東部領土の出身者であり、700万人近くに達する。これに次ぐのは300万人弱のチェコスロヴァキア出身者である。これには140万人を数えた戦前のポーランドの領域の出身者が続き、さらに戦間期に国際連盟の管理下にあった自由都市ダンツィヒの住民だった30万人、ユーゴスラヴィアからの30万人弱のグループ、ハンガリーからの20万人、ルーマニア出身の13万人などがその下に並ぶのである（Bade/Oltmer 53）。

これらの数字を一瞥すれば、東部領土を喪失して狭小になったドイツの地に流れ込んだ人口がいかに膨大であり、かつまた多様だったかは改めて説明を要しないであろう。そして戦火で国土が荒廃していたことを考えるなら、この人々が最低限度の衣食住の確保という面だけでも重大な負担になるなど戦後復興の中心問題の一つとなったのはすぐに了解できよう。その一端は、1949年に連邦政府が正式に発足した際、負担調整を主軸にして被追放民を中心とする戦争被災者を支援する目的で、他国に例のない連邦被追放民省が設置されたことや、同年に切迫した困窮に応急措置をする緊急援助法が制定された事実から看取することができる。同様に、ソ連の占領統治下にあった東ドイツ地域では20%を上回って西ドイツ以上に人口比率が大きかった被追放民たちの受け入れは深刻な問題を惹起した。追放の意味合いを抹消するために移住民を意味するウムジードラーと総称された彼らは、主に農村部に定着して「新農民」になったが、割り当てられた未知の地で大土地所有を解体する土地改革の渦中に直ちに投げ込まれた。統合手段としての側面に着眼した場合にも、土地改革は西ドイツには見られない「社会革命的政策」として捉えることができるが（Ther 90）、実際にはそれを通じて彼らに提供されたのが条件の悪い土地だったのに加え、旧住民たちの農民組織から閉め出され、家畜、農機具の分配でも不利に扱われたために、軋轢を引き起こすことになったのである（足立 123ff.）。もっとも、ベルリンの壁が作ら

れる以前の1950年から1960年の間に東ドイツから西ドイツに逃亡した360万人のユバージードラーのうち、4分の1をウムジードラーが占めたとされるので(Krauβ 104)、逃亡によって統合問題の重圧が軽減されたことも見逃せない。

東西ドイツでは国土が戦場になったことに加え、日本と違って直接占領が行われたため、行政機構は機能不全に陥ったが、そうした状態で戦前を大きく上回る人口を抱えねばならなかったことに着目するなら、敗戦後にドイツが直面した困難の深刻さが容易に押し量れよう。なぜなら、戦争末期になると征服地からの資源や食糧の略奪が不可能になり、国内の食糧生産も急減したのに加え、都市部では空爆のために多数の住宅が失われたからである。生き残った人々の生活が敗戦のころから急速に悪化したのはそのためだった(Plato/Leh 35ff)。そればかりではない。戦争が終わると、「ほとんどあらゆるものが移動途上にあった」(Scherpe 12)と評されたように、ドイツの地は巨大な人口移動の波に包まれた。爆撃を避けて農村部に疎開していた人々や学童疎開の枠組みで家族と離別していた子供たちの帰還、捕虜として収容所に囚われていた兵士の復員、多国籍の膨大な外国人労働者と戦争捕虜の帰国、強制収容所から解放された囚人の彷徨などがそれである(Uhl 63ff)。これらの錯綜した動きによって敗戦後の困難が加重されていたことを考慮すれば、「ドイツの戦後史にとってこの人口動態上の変化はいくら重視してもしすぎることはない」(クレスマン 49)というCh. クレスマンの言葉が決して誇張ではないことは自明であろう。プラトーたちが敗戦に伴う多面的な人の移動を描きつつ、総括的に当時のドイツ人を「途上の民族」と呼び、同じくJ. ヴェーバーが「民族移動」と表現しているのは、そうした状態を指してのことである(Plato/Leh 11ff; Weber 197)。

これらのなかでも、避難と追放に関しては、その過程で211万人もの人命が失われたと推定されることに加え、無一物に近い状態で故郷を退去せざるをえなかった辛さ、虐待、疲労、飢餓による恐怖と絶望などが想像を絶していたことは、退去のプロセスそのものがいかに凄惨だったかを物語っている。別言すれば、避難と追放の苛酷さが第三帝国の犯した罪悪に対する反動だったとしても、その苦難を直接に体験した人々の心のうちに深く刻み込まれ、怨恨に近い心情を作り出したのは無理からぬところであったといえよう。たしかにクロコウが記しているとおおり、「不幸な目にあったのはドイツ人ばかりではなかったし、またドイツ人が最初でもなかった。むしろドイツ人がみずからの手で不幸を招いたのだ。彼らが『下等人間』と呼んだ人々を不幸に陥れたことが、あらゆる不幸の始まりだった」(クロコウ 312)というのが歴史の真実だった。このことは、ゾンマーによって次の自戒として表現されている。「1945年、ドイツ人は恐ろしい光景を見た。しかしドイツ人によって犠牲を強いられた人た

ちは、1945年以前に計り知れない悲惨さを経験していた。私たちが起こした残虐は、私たち自身が苦悩を経験する前に行われていたことをドイツ人は忘れてはならない（ゾンマー 10）。この点は他の識者も力説するところであり、例えばアオツェは「東ヨーロッパにおけるドイツ人の犯罪と避難民・被追放民の運命との罪悪の連関」、「ドイツ人占領者の悪行と避難・追放との否認不可能な因果関係」と定式化している（Autze 15）。

けれども、悲惨な体験が身体化して被害者感覚が凝固した人々の間では、加害者と目される人々自身の不幸にまで視野を広げた冷静な反省が根付くのは困難だった。しかも、この困難はドイツ人全般に当てはまる次の事情によって加重されていた。それは、「自分たちが抱えた戦後の困難－食糧不足や住宅不足など－のほうに心を奪われていて、ヨーロッパ中の占領地域で自分たちの犠牲となった人々の苦しみには思い至らなかった」（ジャット 75）ことである。例えば追放を目撃した『ニューヨーク・タイムズ』紙の記者はこう書いた。追放という「この再移民の規模とそれが実施される状況は、歴史に前例がない。その恐怖を目の当たりにする者なら、これこそ人道に対する罪であり、恐ろしい歴史の報いが必ず来ると確信するだろう」（ジャット 36）。西側の観察者がこのように不気味な予言を書きつけるほど追放が凄絶を極め、深い禍根を残した事実は直視しなければならないが、同時に、来るべき報いの原動力とみられたのが、自分たちこそが犠牲者だという意識だった点を見落とすことはできない。実際、「つい最近、自分たちの兄弟、息子、父親たちがポーランド、ロシア、ウクライナの農民を同じような目にあわせたことに思い至る者は、ほとんどいなかった」（ビーヴァー (a) 97) し、反ソ感情をたぎらせる心理で「『忘れられた』のは、かつて、ドイツの兵士たちが、ソ連国内でいかに凄まじい破壊を行ったか、ということであり、『忘れられた』のは、いかに徹底的に、『燃え尽くされる大地』というスローガンが実行に移されたか、ということであった」（クチンスキー 46）。ともあれ、1950年に定められたドイツ故郷被追放民憲章では第1条で「復讐と報復を断念する」ことが謳われたが、そのことはかえって怨恨感情がいかに広範に存在していたかを裏書きしているとも解されるのである（Czaja 15）。

3. 戦後復興と避難民・被追放民

ところで、なるほど戦後初期には重荷になったものの、その同じ被追放民たちがやがて戦後復興に大きく貢献する存在になったことも指摘しておかなくてはならない。今日から振り返れば、彼らがよく訓練され労働意欲をもつマン・パワーとして戦後ド

イツの経済的繁栄の基礎を築くの不可欠であったことに関しては広範な一致がある (Frantziach-Immenkeppel 8; Böddeker 462ff; Djekovic/Groß 128ff.; ペッツィーナ 88; 佐藤 59)。

世界恐慌から抜け出た 1930 年代中期から第二次世界大戦の敗北までの間、軍需景気と戦時経済のためにドイツ産業の生産能力は著しく拡大した。工業生産の増大は、しかし召集により軍務に就くドイツ人労働者の大量離脱が生じたことや、潜在的労働力としての女性の場合、ナチ・イデオロギーによる制約などで戦時下に就労した人数は比較的一定していたため、外国民間人の強制労働と戦争捕虜の労働力の大規模な投入によってのみ可能だった。ナチスの唱える人種的価値に基づき、彼らのうちの「ある者はほぼ『正常な』ガストアルバイターとして雇用され、他の者は『労働を通じての絶滅』にさらされるという対極的な状況におかれた」が、いずれにせよその総数は増大しつづけ、1944 年夏には約 770 万人にまで達したのである (ポイカート 192; Herbert (b) 146f.)。

戦争が終結し、占領とともに奴隷労働から解放されて自由になった外国人強制労働者と戦争捕虜の大半は、当然ながら、故国に帰った。もっとも、そのなかには捕虜として生き延びたソ連軍将校のように、対独協力の嫌疑をかけられて死刑に処される懸念や、一般のソ連軍兵士のように収容所送りになる不安から帰国を拒否した者も少なくなくなかった。なぜなら、「捕虜になった軍人であれ、強制連行された奴隷労働者であれ、自決もせず、『パルチザンに合流』もしないで、おめおめとドイツに連れていかれたのは、本人が暗黙のうちに同意したからだ」と見做されたからである。そうした見方の根底には、「なにびとであれ、いったんソ連国外で時を過ごした者はどんな環境の下であろうと、反ソ思想の影響に晒されたに違いないというスターリン主義者の恐怖心」が存在した (ビーヴェー (a) 187,267,620f.)。事実、ソ連国民として 1953 年までに帰国させられた 550 万人のうちの 5 人に 1 人が銃殺かグラグの略称で恐れられた強制収容所送りに処されたほか、さらに多くの人々がシベリア追放となるか、あるいは強制労働部隊に組み入れられたといわれる (ジャット 42; メリデール 402f.)。その一方で、戦禍で故郷が荒廃したり、家族をすべて失ったためにもはや故郷と呼べる土地を喪失したことや、あるいはバルト 3 国出身者やウクライナ人、ルーマニア人のように祖国を支配下においたソ連もしくは共産主義勢力に対する反感から帰国を断念した者も存在した。彼らは流民すなわち DP と略称されたが、西側占領地区に残った人数は 1946 年で 76 万人に上った。またそのうちの半数近くは祖国の復活を待望していたはずのポーランド人であった (Wetzel 34ff.; Jacobmeyer 370f.)。いずれにせよ、多数の強制労働者たちの帰国で生じた労働力の空隙は、さしあたり復員

してくるドイツ兵によって埋め合わされたが、しかし不十分だった。これには道路・鉄道網の寸断による物資輸送の杜絶や電気・石油などのエネルギー供給の欠乏が加わった。そのため、精神面だけでなく物質面でも全てが失われて戦後はゼロから出発したといういわゆる「ゼロ時」の通念に反し、実際には戦時中に投資が拡大したのに加えて比較的多くの生産設備が爆撃や戦闘による破壊を免れたにもかかわらず、戦後初期にはそのかなりの部分は稼働させることができなかった（アーベルスハウザー 21f.; ペッツィーナ 87）。

1948年に通貨改革が断行され、三つの西側占領地区で経済の上昇が始まったが、それは二つの要因によって支えられていた。第1はアメリカの対外援助としてマーシャル・プランの形で資本が流入したことである。第2は十分な数の労働力が存在していたことである。この関連で重要になるのが次の事実である。すなわち、1950年までに膨大な数の被追放民と避難民がかつての東部領土をはじめ、ソ連の勢力圏に組み込まれた東欧諸国から西ドイツに流れ込んでいたことである。しかも1950年から1960年の間で見ても、西ドイツでの人口増加の90%以上が避難民と被追放民に負っていたことも指摘しておくべきであろう。この結果、被追放民と避難民のグループは1960年には当時の西ドイツ人口の約4分の1を占めたのである。また東ドイツからも少なくとも270万人の「共和国逃亡者」が西ドイツに流入していたことも忘れてはならない（近藤 (a) 427ff.）。ともあれ、これらの数字から差し当たり次のことが明瞭になる。経済再建過程で生じた労働力の不足を埋めたのが避難民と被追放民にほかならなかったことがそれである。彼らが存在しなければ、既に1950年代にかなりの労働力不足が生じ、そのために再建は進捗しなかったであろうということは、単に被追放民団体の一方的な主張であるだけではなく、今日では広く認められた定説になっている。例えばU.ヘーベルトはこう記している。「経済の奇跡がなければ避難民と被追放民の統合は不可能だっただろうし、また彼らの追加的な労働力ポテンシャルがなかったなら、経済の奇跡は可能ではなかったであろう」（Herbert (a) 182）。

ところで、一般に人の移動に関しては、移住者の統合の過程は摩擦なしに直線的に進展することはないといえるが、このことはドイツについても当てはまる。以前のドイツの東部領土からの被追放民や避難民にソ連占領地区あるいはその後の東ドイツからの逃亡者を加えた人口は膨大な数に達するが、敗戦後の荒廃した社会にこれらの人々を受け入れ、統合することは大きな軋轢を生み、様々な懸念を広げることになったからである。占領国はこれらの人々の移送に関する技術的行政的指示を与えることと彼らの間の騒擾の防止に自己の役割を限定し、それ以外は再建途上のドイツ側の行政機関に委ねたので、被追放民たちを多く抱えた農村部の自治体の負担は大きかつ

表5 避難民・被追放民の地域分布

州	人 口		増減 (%)	難 民	難民の 比率(%)
	1939年5月17日	1950年9月13日			
シュレスヴィヒ＝ホルシュタイン	1,589,000	2,594,600	63.3	856,943	33.0
ハンブルク	1,711,900	1,605,600	-6.2	115,981	7.2
ニーダーザクセン	4,539,700	6,797,400	49.7	1,851,472	27.2
ノルトライン＝ヴェストファーレン	11,934,400	13,196,200	10.6	1,331,959	10.1
ブレーメン	562,900	558,600	-0.8	48,183	8.6
ヘッセン	3,479,100	4,323,800	24.3	720,583	16.7
バーデン＝ヴュルテンベルク	5,476,400	6,430,100	17.4	861,526	13.4
バイエルン	7,084,100	9,184,500	29.6	1,937,297	21.1
ラインラント＝ファルツ	2,960,000	3,004,800	1.5	152,267	5.1
西ドイツ全体	39,337,500	47,695,700	21.2	7,876,211	16.5

出所：Bade, Klaus J. /Jochen Oltmer, Normalfall Migration, Bonn 2004, S.60.

た (Klemt 66f.)。特に 1950 年に総数の 23.2%を引き受けていたニーダーザクセン州をはじめとして、「難民州」と呼ばれたシュレスヴィヒ＝ホルシュタイン、バイエルンの 3 州に被追放民たちは集中する形になり、分布に顕著な偏りが生じたことが表 5 に示されているが、それによる著しい人口変動に照らしただけでも、これらの州で深刻な紛争が憂慮されたのは当然だった (Wiesemann 218f.)。例えば敗戦直後にアメリカから故郷であるバイエルン州の州都ミュンヘンを訪れたトーマス・マンの息子クラウスはあまりの荒廃ぶりに驚愕し、「ミュンヘンは巨大な墓地に変身していた。中心街に残っている建物は一つとしてなかった。誇張ではない。瓦礫の山以外には何も無い」と記したほどだったが (ゾンマー 200)、そのミュンヘンでは創立 800 年に当たる 1958 年に 100 万を超えた住民のうちでズデーテン・ドイツ人を中心とする被追放民は 19 万 2 千人を数え、ミュンヘン市民の 18%を占めたのである (小松 248)。

これらの数字が示すように、戦災で住宅が激減した社会に戦前を大幅に上回る人口が居住する事態になった結果、被追放民たちは窮屈で粗末な緊急収容施設に長期間詰め込まれることが多く、そのことは住宅の確保を巡る軋轢を生じさせた。また 1951 年の統計では西ドイツの失業者数は 166 万人だったが、そのうち 55 万 7 千人が被追放民・避難民であり、彼らの失業率は従来からの西ドイツ住民の 2 倍にも達していたので、生活再建の足場となる職場の獲得を巡って摩擦が現出した。しかもこれには他所者に等しい新参者と土着の住民との間の感情的な対立が重なった。初期には間もなく立ち去る「強制的休暇の東部ドイツ人」として容認されていたのに、定住が避けられなくなるにつれ、被追放民たちは排斥の対象とされたのである (Theisen 31)。そ

のことは、「戦争の漂着物」という蔑称をはじめ、ナチの人種主義を連想させる「異種 (artfremd)」、「異民族 (fremdvölkisch)」、「劣等者 (Minderwertige)」のような差別語が使われた事実が証明している (Uhl 63; Krauß 33)。わが国の例を引けば、この点には、敗戦後の日本で外地からの「引揚者が日本の内なる他者として普通の日本人の引き立て役」にされ、「劣った日本人として日本社会の周縁的な位置を与えられた」と共通する心理的機制が働いていたと考えられる (五十嵐 22)。また、このことは、歴史的背景やスケールの面での相違に十分に留意しなければならないにせよ、わが国でようやく本格化の兆しが見えはじめた戦後の引揚の研究に関して (増田)、被追放民の歴史から貴重な示唆が得られることを含意している。ともあれ、故郷と財産ときには家族も失った苦痛に加え、見知らぬ地で差別に晒されて不満を募らせた被追放民や難民たちは、多数が行事に参集する「ズデーテン・ドイツの日」に代表されるように、相次いで出身地ごとに同郷人会を結成して結束を強めるとともに、故郷権などを唱えて失地回復を叫ぶ国粹主義と東のブロックに対する強烈な反共主義に駆られて右傾化する可能性が高まった。けれども、今日確認されるところでは、社会的緊張や政治的危険は当時懸念されたほどには実際は深刻ではなかったといわれる (Beer 115ff)。

人の移動に伴う摩擦という面から見れば、戦後の被追放民・避難民とその後の外国人労働者とその家族が置かれた状況には多くの点で構造的な類似点が存在する。しかし他面で、基本的な相違があるのは指摘するまでもない。被追放民・避難民の場合には主としてドイツ国籍をもち、ドイツの生活習慣とドイツ語を話す人々が中心になるからである。したがって彼らについては外国人法を巡る種々の問題や言語の困難などは現れず、外国人について見られるような排外主義的な言動はもとより、ドイツの異邦化の不安やそれによる反感なども現出する余地は殆ど存在しない。また被追放民・避難民自身の側でも住み着いた土地は未知の異国ではない上に、かつての故郷に帰還する可能性は乏しいという現実を長期的には受け入れる以外になく、新たな土地に定住するほかなかったからである。言い換えれば、外国人労働者とは違い、彼らには帰ることのできる国や故郷は存在しなかったのである。

こうした事情が統合への彼らの積極姿勢の背後に存在していたが、それに加えて、この姿勢を強めた要因として、占領した連合国とドイツの官庁が彼らを定着させる方針を立て、1952年に制定された負担調整法を頂点に政治的・経済的な同権と社会的統合を促進する施策を推進したことにも注意を払う必要がある (Kleinert 55f.; Plato/Leh 27f.)。1948年の通貨改革で生じた個人的損失を補償する狙いがあるように、元来、負担調整法は戦争で財産を喪失した被追放民たちの救済だけを意図したものではな

かった。また被追放民を含む戦争被災者の困窮に対する援護策としては、不十分なながらも1949年に緊急援助法が定められており、負担調整法が被追放民支援の最初の法規でもなかった。しかし、「ドイツ史上最大の資産課税」と評されるとおり、それは資産の大規模かつ広範囲の再分配を目指すものであり、それによって「零落住民の大部分の社会的充足に貢献し、最終的に、かなりの住民統合を達成した」(クレスマン278)のであった。そして、同法の主たる対象として被追放民たちが位置づけられていたのである。こうした面で、負担調整法の実施は、「厳しい運命に晒された難民との連帯の象徴として、西ドイツの人々が行ったもっとも価値ある行為となった」(ヴァイツェッカー283)といわれ、さらには「被追放民統合の成功の象徴」(川喜田(a)4)ともされるのである。

これらのほかにも、外国人が大半は労働者であるのとは異なり、避難民・被追放民は社会成層の面では均質な集団ではなく、定住した西ドイツでも社会の上層や中間層に属した人々が少なからずいたことや、また外国人が政治的・社会的に弱体な集団であるのとは対照的に、故郷被追放民・権利被剥奪者同盟(BHE)や被追放民同盟のように、彼らが共通の利益を主張し、政治的に貫徹できる圧力団体を形成できたことなども見落としてはならない。特に後者の点については、単に彼らの数が極めて多かっただけでなく、ドイツ国籍を有する市民として当然ながら選挙権を行使しえたことが重要である。なぜなら、選挙で勝利を収めようとする主要な政党はいずれも少なくとも彼らの票を逃さないためだけでも、彼らの要求を顧慮せざるをえなかったからである。そればかりか、1950年に占領国による制限が撤廃されたとき、共通の利害をバネにして彼らはBHEを結成した。そして、1953年の連邦議会選挙では23の議席を獲得しただけでなく、アデナウアー政権に二人の閣僚を送り込みさえした。このようにして彼らは独自の政治勢力として無視しがたい地位を占めたのである。このことは被追放民・避難民の社会的統合が十分には進まず、それだけ彼らが共通の主張で結束しやすい状況にあったことを示している。

そうだとするならば、BHEが1957年の連邦議会選挙で5%の壁に阻まれて議席を失ったのを皮切りに、1960年代に入って凋落していったことや、その過程で事実上キリスト教民主・社会同盟に吸収されていき、それに応じて被追放民団体の政治的影響力が低下していったのは、彼らの社会への統合が進展したことを物語っていると解することができよう。実際、H.-W. ラウテンベルクが確認しているように、「遅くとも1960年代末までには連邦共和国の戦後社会への数百万人の避難民と被追放民の統合は完了したと見做される」のであり(Rautenberg(b)36)、この点については広く共通認識が存在する。実際、被追放民団体とのパーソナルなつながりを除けば、社会

生活の面では彼らの特殊性は殆ど消失するに至ったのである。「追われたり、逃げたりしてきた 1200 万人の人たちを西ドイツは受け入れ、新しい故郷とした - 1950 年代の経済の奇跡以上に大きい奇跡だった」(ヴァイツゼッカー 7)。膨大な数の被追放民たちの統合に関してヴァイツゼッカーはこう記してその成功を高く評価しているが、戦争で「あれほど徹底的に叩きのめされたのでは恐らく再起不能」(新関 186)と思われたドイツを経済大国に飛翔させた「経済の奇跡」と並び、当初に予想された困難の巨大さを考えるなら、こうした表現も心情的には十分に理解できよう。この点を確かめるには、例えば被追放民たちが起居した収容施設が「ニヒリズムの孵化場」とすら呼ばれたことを想起すれば足りる (Krauß 36)。

ただ経済の奇跡とその後の繁栄に被追放民統合の奇跡を付け加える時、戦後西ドイツのサクセス・ストーリーの自賛が透けて見え、さらには東ドイツに対する西ドイツの優位を誇示する冷戦的思考様式が垣間見えるのも否定しがたい。その意味で、サクセス・ストーリーの一環をなす早期の統合の成功というテーゼに対しては種々の批判が提起されていることを付言しておく必要がある (Beer; Franzen)。例えば A. コザートは様々なレベルの摩擦を取り上げ、成功テーゼで語られるほど統合が順調には進展しなかったことを強調する意図から、著書に『冷たい故郷』というタイトルを付けているが、この書が代表例となるように、「速やかな統合」については「神話」にすぎないとする傾聴すべき見解も存在している (Kossert; Hoffmann 75f.)。また他面では、膨大な数の被追放民たちが新たな土地に定着したことにより、一連の戦後改革とも相俟って、伝統的な社会関係が掘り崩されたことも看過できない。敗戦後のドイツの「社会は他国のように社会的諸階級の間で生じた断層ばかりでなく、異なる出身の人間たちの間で生じた深い断層を刻み込まれた」が (Ther 89)、長期的に見た場合、それによって、「農村部でのかなりの抵抗にもかかわらず、戦後のドイツで人口の混合は伝統的な社会的関係と宗派的な結合の緩慢な意義喪失を招来することになった」(Bauerkämper 14) ののである。様々なレベルでナチ支配が及ぼしたドイツ社会の近代化効果に関してはこれまでに刺激的な議論が行われたのは周知の通りだが、新参者としての被追放民たちの大量流入は、敗戦後のドイツで在来のミリューの融解と社会的近代化の促進要因として作用したといえるのである。

4. 避難民・被追放民問題の現在

ドイツ降伏 60 周年の日を目前にして『シュテルン』誌 2005 年 9 号でダニエルスとシュミッツはこう書いている。「追放、空爆戦争、国防軍兵士の悲惨 - これらすべて

の問題はようやくここ数年に次のようなテーマになった。それは、「ナチス・ドイツの犯罪を相対化しようとしているという嫌疑に即座に晒されることなく議論することのできるテーマである」(Daniels/Schmitz)。ここで指摘されているのは、過去の克服と呼ばれてきた議論に生じている変調といってもよい。反ファシズムを建国神話とした東ドイツ(DDR)と違い、西ドイツと統一後のドイツでは長くホロコーストを中心に加害者としての過去を正面に据えて論議が続けられてきたが、世紀が替わったところからドイツ人の受難ないし被害ともいべき側面にも光を当てるのが可能になり、少なくともタブー視するこれまでの空気が和らいだというのがダニエルスたちの見方である。戦後ドイツ史を考えればこの問題が重要なのは多言を要しないので、本稿の主題である追放に関わらせてしばらく考えてみよう。

『総統国家』などの優れた著作で知られる N. フライは、第三帝国の崩壊から60年以上隔てて『1945年と私たち』と題した一書を公刊した。その中で、「実際に一つの時期が終わろうとしている」として、彼は次のように記している。「第三帝国の時代が同時代人から消え失せつつある。私たちの社会に現存した、自分自身の歴史的経験の蓄えから国民社会主義が消えようとしている。」これに伴い、「60年代初期に形成され、連邦共和国の社会を何十年も刻印してきた、過去との自己批判的取り組みの文化」も自明ではなくなってきたというのである(Frei 22)。もちろん、ナチ犯罪の記念碑などの数が1990年代に増加したことに見られるように、「ナチズムに向けられた記憶の文化にとって、ドイツ統一はむしろ新しい、強力な推進力を意味していた」(リュールプ 149)のは無視できない重要な事実であり、その意味では文化の拡大と空洞化の同時進行に注意を払うべきかもしれない。サッカーのワールド・カップが2006年にドイツで開催された際にドイツ国旗のシンボル・カラーが氾濫して「陽気な愛国心」の突出が注目を浴び、2011年にはアレンスバッハ研究所が世論調査を通じて国民的自負と大国意識の高まりを確認しているが(Frankfurter Allgemeine Zeitung vom 20.7.2011)、そうした現象はフライの指摘する変化とパラレルな関係にあると考えてよい。なぜなら、そこには自国と距離を置く「自己批判的な」姿勢は見出せず、逆に素直さや屈託のなさが特徴になったように無反省な同一化や自己肯定的な傾向が濃厚だからである(近藤(c) 181ff)。同時に、こうした傾向が浸透した土壌として、次のような事情があるのも見逃せない。それは、ドイツ分断を侵略戦争に対する懲罰と受け止め、経済大国としての実力にもかかわらず過去の重みで政治力にかけられていた自制が、ドイツ統一の実現を境にして弛んできたことである。敗戦から学んだとされる「自制の文化」(シュタンツェル)は、その意味で変質しつつあるといわなくてはならないのである。

それはともあれ、ナチズムの色濃い影を長く引きずり、過去の克服に努力してきた現代ドイツでこのような変化が生じているとすれば、戦争の帰結ともいえる避難民や被追放民に関しても同種の変化が見出されるのは当然であろう。ドイツ分断を一つの頂点にして東西冷戦が激化した1950年代には反共主義の立場から共産主義の暴虐を宣伝する道具として追放問題には脚光が当てられた。多数の研究者を動員して西ドイツ政府の主導で追放に関する膨大なドキュメントが編纂されたのはその一環でもあった。けれども、1960年代に入って緊張緩和の時期が訪れると露骨な反共主義の衰退に伴って関心が希薄化する一方、とりわけアイヒマンをはじめとする一連のナチス裁判などでホロコーストの実態が広く知られるに及んでドイツ人の「受難」を前面に押し出すことは自国の過去に対する反省の欠如と同一視されるようになった。こうして、友好の美名で共産圏の暗黒面を意味する追放がタブー化された東ドイツ(DDR)と同様に、事情は異なるにせよ、西ドイツでも追放問題には重い蓋がされることになったのである。世紀転換期までの被追放民に関する文献で、追放という歴史的事実と被追放民の存在が忘却の中に沈みつつあり、無関心が広がっていることがしばしば憂慮を込めて指摘されてきたのには(Theisen 20)、そうした背景が存在したのである。

もっとも、このような状況が現出したのは、彼らの社会的統合に伴って被追放民としての輪郭が目につかなくなると同時に、被追放民の内部でも追放の記憶をもたない第二・第三世代が増大し、悲痛な経験が薄れてきていることが主要な原因になっている点には十分に留意する必要がある。いずれにせよ、被追放民同盟の会長 E. シュタインバッハが中心になって2000年に「追放に反対するセンター」が創設されたのには、そうした無関心への危機感がある。そこに集まった人々は東欧圏からの追放とドイツ社会への被追放民の統合について常設展示を行う記念館の設置を要求し、さらに一部のグループはプロイセン信託公社を設立してかつての故郷に残置した財産の返還請求運動に乗り出した。無論、これらにはナチスに蹂躪された過去をもつポーランド側から官民あげての激しい反発が生じたのは指摘するまでもなく、対抗手段として、請求を放棄していた戦争被害の補償をドイツ政府に求める動きすら高まった(佐藤 317; 川喜田 (b) 82f; 2004年11月6日付『朝日新聞』)。同様にチェコでも追放を定めたベネシュの大統領令の廃止やズデーテン・ドイツ人に対する補償を認めないとする宣言を議会が全会一致で決議し、ドイツ側の要求を怒りを込めて撥ねつけた。

こうして拡大した感情的な摩擦に油を注ぐ形になったのは、2002年2月に出版されたギュンター・グラスの『蟹の横歩き』であり、フィクションの形でドイツ人避難民の苦難を描いたこの作品は発売から一月ほどで30万部以上の売れ行きを記録したのである。同年4月に「犠牲者としてのドイツ人」という問題含みのタイトルで『シュ

ピーゲル』が特集を組み、同じ年に『ドイツ人の逃亡』と題した特別号を世に送り出したのは、そうした背景からである。また、その導入で、「第二次世界大戦終結から半世紀以上たって、とくに忘れられたように見えた一つのテーマが正常性に満たされたベルリン共和国で突発した」と記されていることや (Der Spiegel, Nr.13, 2002, 36)、しばらくして一書を編んだS.ブルクドルフが編者の序言で、「東部からのドイツ人の逃亡と追放に関するシュピーゲルのシリーズへの驚嘆すべき大きな反響は、これまで世論とメディアで無視されがちだったテーマを取り上げるのを勇気づけた」と洩らしているのは (Burgdorff 7)、問題の急浮上に対する驚きや当惑を証明している。無論、そうした急浮上が可能になった土壌として、先述した国民的自負と大国意識の高まりという変化があることは、改めて指摘するまでもないであろう。ともあれ、敗戦60周年の2005年に実施された世論調査で第二次世界大戦終結で何を連想するが問われた際、「追放」を挙げるのは43%で、最高の「再建の開始」74%、「ナチズムからの解放」60%よりかなり下回ったものの、「ドイツ占領」39%、「敗北」34%よりは上位を占めた (Allensbacher Berichte, Nr.9, 2005)。ドイツ戦後史上、戦争終結を「敗北」や「破局」とみて「零時」とする長く支配的だった見方が徐々に後退し、1970年代を境にして「ナチズムからの解放」の面を重視する見方が次第に有力になったことを考えれば、この結果にはそうした変容を含むナチズムと戦争の記憶に関わる微妙な問題が映し出されていて興味深い、それと同時に、少なくとも追放が近年ではタブー状態や無関心から脱して、記憶の一角を占めるに至ったことが反映されているのも確かであろう。

他面、論議と応酬が続けられる過程で、追放がその一種である強制移住の被害を受けたのはドイツ人だけでなく、周辺諸国でも同様の悲痛な経験があることに視界が広がるようになったのも、見落とせない変化といえよう。記念館設置を巡る議論は連邦議会でも展開されたが、政治的配慮も加わってとくに強調されたのは、ドイツ以外にもヨーロッパ各地で強制移住が行われたことだった。また例えば社会史の泰斗H.U.ヴェーラーが前記の『シュピーゲル』特別号などに登場したが、追放の悲劇でホロコーストを相対化しないこと、悲劇の原因はドイツの侵略にあることと並んで彼が力説したのもこの点だった (Wehler (a) 19ff.; Wehler (b) 9ff.)。2010年に連邦政治教育センターは『強制移住、逃亡、追放 1939-1959年』という歴史地図を中心にした著作を刊行したが (Bundeszentrale für politische Bildung)、ドイツだけではなく、ポーランド、ウクライナ、ユダヤ人にもほぼ同等のスペースが割かれ、ベラルーシ、リトアニア、チェコなどにも触れられているのは、このような変化を裏書きしている。それが可能になった背景には、戦争に関して「空襲の夜や逃避行の際の、捕虜として

の、あるいは戦争直後の『飢餓の時代』に受けた自分たちの苦難にのみ関心を向けていた1970年代までの記憶の文化が薄らぎ、「他の犠牲者のグループや、ドイツ人によって他国で行われた破壊についてはほぼ完全といっていいほど無視」する姿勢が克服されたという、緩慢ながら着実に進行した注目に値する変化がある（リュールプ143f.）。ともあれ、以上のような議論を踏まえ、焦点となった記念館に関しては、メルケル大連立政権下の2008年12月に連邦議会で設置が決定され、運営主体として「逃亡・追放・和解連邦財団」が設立されて建設に向けて動き出した。しかし、ドイツに限定せずヨーロッパを広く見渡した展示と並び、研究者を擁する資料・情報センターを併設することや、議論を呼んだ設置場所をベルリン都心とすることなどは決まったものの（Stiftung Flucht, Vertreibung, Versöhnung）、2013年現在でも開館には至っていない。

結び

最後に移民史の観点から見た避難民・被追放民の位置について簡単に触れ、本稿を結ぶことにしよう。

西ドイツでは1950年代半ば以降に外国人労働者の導入が開始され、ベルリンの壁の建設後に外国人労働者の募集が本格化した。しかし、復興から経済の奇跡の初期までは、以上で見てきたように、不足する労働力は主として被追放民たちによって補われたのである。換言すれば、この時期には外国人は労働力としてはそれほど大量には必要とされず、故郷を失い多くがプロレタリア化した被追放民たちによって復興と急速な経済成長は支えられたといえるのである。実際、豊富なマン・パワーとして彼らは多様な職種の労働現場で直接的に貢献したのはもとより、失業率を高める要因になったがゆえに、一方では平均以下の労働条件の部門に甘んじて就業するとともに、他方では、追加的労働力として賃金上昇を抑制する働きをし、間接的に企業利潤の増大と投資の拡大に寄与したのであった。こうして経済復興を担いつつ、その過程で避難民・被追放民たちは労働市場に編入され、生活基盤を徐々に固めることができたが、そのために当初は困難さが憂慮されていた彼らの社会的統合は次第に進展し、重大性と先鋭さを減じていくことにもなった。つまり、戦後の復興と経済成長は、被追放民たちの存在のゆえに初期の局面では外国人の労働力に依拠せず実現されたが、同時に、負担調整などの措置と並んで、その成長によって彼らの社会的統合は進展していったのである。

もっとも、被追放民が一環をなす移民問題の文脈で眺めた場合、このプロセスの裏

側では、一つの重要な事態が生じていたのも看過できない。すなわち、避難民・被追放民が出現する直前の戦時下のドイツでは外国人の強制労働が大規模に推し進められたが、ドイツ移民史の一頁をなすこの出来事が戦争に起因する例外的な現象であって、過去の一つのエピソードとして片付けられる傾向が強まり、意識の片隅に押しやられるようになったのである。トルコ人を中心にして外国人労働者の本格的な導入が始まり、ガストアルバイターの時代が開幕したのはこの段階だった。「戦争終結から15年が経過する頃には、戦時期の『異邦人労働者』に対する姿勢が1950年代に批判的な検証に晒されないまま、無前提性というフィクションの下に外国人の大量雇用が再び社会的に受け入れられえた」のである (Herbert (a) 190f.)。換言すれば、瓦解した第三帝国と高度成長に突き進む戦後ドイツとの間の混迷と復興の時期に被追放民たちが労働力の貯水池となることによって外国人労働者問題の連続面が切断され、強制労働の歴史的汚点に目を塞いだまま、ガストアルバイターを初めて導入する外国人であるかのような見方が広がる結果になったのである。

他方、この関連で見過ごせない論点がもう一つある。それは、西ドイツへの人口流入の面で見ると、ほぼ1950年を境にして主役の座が避難民・被追放民からユーバージードラーに移ったことである。1950年代に東ドイツから西ドイツに逃亡の形で移住するユーバージードラーと呼ばれる人々の流れが大きく膨らんだのは、東ドイツ史の重要な一面だった。東ドイツで刑法に「共和国逃亡罪」が重罪として定められたことや、遂には1961年にベルリンの壁が構築されたのは、これを阻止するためだった。ともあれ、このような移動を背景にして、経済成長につれて拡大した西ドイツの労働力需要は、避難民・被追放民だけではなく、それに続く形でユーバージードラーの流入によって充足されるようになったのである (近藤 (a) 429ff.)。避難民・被追放民とユーバージードラーを移民というパースペクティブで捉える認識枠組みは長く存在しなかったが、今日から振り返れば、西ドイツの経済の奇跡を底辺で支えた労働力として両者が等価の集団だったことが明白になる。その意味で、西ドイツと統一ドイツの経済発展と繁栄の軌跡を振り返る時、ガストアルバイターの貢献だけではなく、これら二つの集団の役割に関しても考えることが必要とされよう。

これらの点と合わせてあらためて注目を引くのは、被追放民たちが首座から退くのと並行する形で、避難民・被追放民問題の重みが次第に軽くなっていったことである。そこに反映されているのは、彼らの社会的統合が緩慢ながら進んだ事実にはほかならない。たしかにそのテンポやレベルに関しては議論が分かれるものの、遅くとも1960年代末までにはそのプロセスは完了したと見做されている。既述のように、ナチズムや戦争全般については時間が経過して世代が代わるにつれて関心が薄れ、記憶の風化

が進行するのは避けられなかったが、避難民・被追放民問題が忘却されてきたことには今一つの重要な事情がある。すなわち、拡大した無関心の底流には単なる風化やタブーとしての黙殺ばかりではなく、社会的統合の完了という基調の変化があり、存在自体がもはや目につかなくなったのである。その意味では近年の急浮上が驚きを呼んだとしても、もはや遺恨や怨念までが再燃することは考えにくくなっているといつてよいであろう。昨今のドイツでは愛国心や大国意識の高まりが見られるとはいえ、ドイツ以外の地でも行われた強制移住の悲劇にまで視界が拡大しつつあることが示すように、タブー扱いすることなく冷静に史実に向き合う姿勢が広がりつつあることを見逃してはならないのである。

* 本稿は拙著『ドイツ移民問題の現代史』（木鐸社 2013年）に圧縮して収めた第4章の原型をもとにして大幅に加筆・修正を施したものである。本稿では避難民・被追放民問題に的を絞ったが、多彩な集団が織りなすドイツ移民史との関連については、移民の主要なカテゴリーを通史的に扱ったこの著作を参照されたい。

欧文文献

- Aust, Stefan/Stephan Burgdorff, hrsg., Die Flucht, Stuttgart 2003.
Autze, Rajan, Treibgut des Krieges, München 2001.
Bade, Klaus J., Europa in Bewegung, München 2002.
Bade, Klaus J./Jochen Oltmer, Normallfall Migration, Bonn 2004.
Bauerkämper, Arnd, Der 8. Mai 1945 als historische Zäsur, in: Arnd Bauerkämper/Christoph Kleßmann/ Hans Misselwitz, hrsg., Der 8. Mai 1945 als historische Zäsur, Potsdam 1995.
Beer, Mathias, Flucht und Vertreibung der Deutschen, München 2011.
Benz, Wolfgang (b) , Fünfzig Jahre nach der Vertreibung, in: Wolfgang Benz, hrsg., Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, Frankfurt a.M.1995.
Bessel, Richard, Germany 1945. From War to Peace, New York 2009.
Böddeker, Günter, Die Flüchtlinge, Frankfurt a.M. 1985.
Der Bundesminister des Innern, Eingliederung der Vertriebenen, Flüchtlinge und Kriegsgeschädigten in der Bundesrepublik Deutschland, Bonn 1982.
Bundeszentrale für politische Bildung, Zwangsumsiedlung, Flucht und Vertreibung 1939-1959, Bonn 2010.
Burgdorff, Stephan, Vorwort, in: Stefan Aust/Stephan Burgdorff, hrsg., Die Flucht, Stuttgart 2003.

- Czaja, Herbert, Die Charta der deutschen Heimatvertriebenen vom 5.August 1950, 2.Aufl., Bonn 1995.
- Daniels, Arne/Stefan Schmitz, Das schwierige Erbe des „Tausendjährigen Reiches“, in: Stern, Nr.9, 2005.
- Djekovic, Liliana/Hermann Groß , Der Beitrag der Vertriebenen und Flüchtlinge zum Wiederaufbau der deutschen Wirtschaft, in: Marion Frantzioc/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.
- Esch, Michael G., Bevölkerungsverschiebungen und Bevölkerungspolitik 1939-1950, in: Wlodzimierz Borodziej/Klaus Ziemer, hrsg., Deutsch-polnische Beziehungen, Osnabrück 2000.
- Frantzioc, Marion/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.
- Frantzioc-Immenkeppel, Marion, Die Vertriebenen in der Bundesrepublik Deutschland, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B28/1996.
- Franzen, K.Erik, Die Vertriebenen, München 2002.
- Frei, Norbert, 1945 und Wir, München 2009.
- Görtemaker, Manfred, Kleine Geschichte der Bundesrepublik Deutschland, München 2002.
- Gretschel, Matthias, Hamburg und Dresden im Dritten Reich, Hamburg 2000.
- Grube, Frank/Gerhard Richter, Flucht und Vertreibung, Hamburg 1980.
- Habel, Franz Peter, Die Sudetendeutschen, München 1992.
- Habenicht, Gottfried, hrsg., Flucht und Vertreibung: 50 Jahre danach, Freiburg 1995.
- Hendel, Daniela, Die Deportationen deutscher Frauen und Mädchen in die Sowjetunion, Berlin 2008.
- Herbert, Ulrich (a) , Geschichte der Ausländerbeschäftigung in Deutschland 1880 bis 1980, Berlin 1986.
- Herbert, Ulrich (b) , Geschichte der Ausländerpolitik in Deutschland, Bonn 2003.
- Hoffmann, Dierk, Nachkriegszeit, Darmstadt 2011.
- Jacobmeyer, Wolfgang, Ortlos am Ende des Grauens, in: Klaus J. Bade, hrsg., Deutsche im Ausland – Fremde in Deutschland, München 1992.
- Kleinert, Uwe, Die Flüchtlinge als Arbeitskräfte, in: Klaus J.Bade, hrsg., Neue Heimat im Westen, Münster 1990.
- Klemt, Georg, Organisatorische Aspekte der Aufnahme und Unterbringung der Vertriebenen, in: Marion Frantzioc/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.

- Kossert, Andreas, Kalte Heimat, München 2008.
- Krauß, Marita, Fremde Heimat: Ankunft und erste Jahre, in: Henning Burk u.a., Fremde Heimat, Berlin 2011.
- Mühlfenzl, Rudolf, Geflohen und vertrieben, Königstein 1981.
- Mühlhauser, Regina, Vergewaltigungen in Deutschland 1945, in: Klaus Naumann, hrsg., Nachkrieg in Deutschland, Hamburg 2001.
- Müller, Rolf-Dieter, hrsg., Der Zusammenbruch des Deutschen Reichs 1945, München 2008.
- Münz, Rainer/Wolfgang Seifert/Ralf Ulrich, Zuwanderung nach Deutschland, Frankfurt a.M. 1999.
- Naimark, Norman M., The Russians in Germany, Cambridge 1997.
- Nawratil, Heinz, Schwarzbuch der Vertreibung 1945-1948, 11.Aufl., München 2003.
- Plato, Alexander von/Almut Leh, „Ein unglaublicher Frühling“: Erfahrene Geschichte im Nachkriegsdeutschland 1945-1948, Bonn 2011.
- Rautenberg, Hans-Werner (a), Ursachen und Hintergründe der Vertreibung, in: Marion Frantzioc/Odo Ratza/Günter Reichert, hrsg., 40 Jahre Arbeit für Deutschland – die Vertriebenen und Flüchtlinge, Frankfurt a.M.1989.
- Rautenberg, Hans-Werner (b), Die Wahrnehmung von Flucht und Vertreibung in der deutschen Nachkriegsgeschichte bis heute, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B53/1997.
- Reichling, Gerhard, Die deutschen Vertriebenen in Zahlen, Teil 2, Bonn 1989.
- Rürup, Reinhard, hrsg., Berlin 1945, Berlin 1995.
- Scherpe, Klaus R., hrsg., In Deutschland unterwegs, Stuttgart 1982.
- Schön, Heinz, Flucht über die Ostsee, 5.Aufl., Stuttgart 1995.
- Stiftung Flucht,Vertreibung, Versöhnung, Jahresbericht 2009-2012, Berlin 2012.
- Theisen, Alfred, Die Vertreibung der Deutschen – ein unbewältigtes Kapitel europäischer Zeitgeschichte, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B7 · 8/1995.
- Ther, Philipp, Vertriebenenpolitik in der Sowjetischen Besatzungszone und der DDR 1945 bis 1953, in: Christoph Kleßmann/Burghard Ciesla/Hans-Hermann Hertle, hrsg., Vertreibung, Neuanfang, Integration, Potsdam 2001.
- Thorwald, Jürgen, Die große Flucht, München 1998.
- Uhl, Matthias, Die Teilung Deutschlands, Berlin 2009.
- Urban, Thomas, Deutsche in Polen, 3.Aufl., München 1993.
- Weber, Jürgen, Auf dem Wege zur Republik 1945-47, 4.Aufl., München 1994.
- Wehler, Hans-Ulrich (a), Die Debatte wirkt befreiend, in: Spiegel Spezial, Nr.2, 2002.
- Wehler, Hans-Ulrich (b), Einleitung, in: Stefan Aust/Stephan Burgdorff, hrsg., Die

Flucht, Stuttgart 2003.

Wetzel, Juliane, „Displaced Persons“, in: Aus Politik und Zeitgeschichte, B7 · 8/1995.

Wiesemann, Falk, Flüchtlingspolitik in Nordrhein-Westfalen, in: Wolfgang Benz, hrsg., Die Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, Frankfurt a.M.1995.

Zayas, Alfred-Maurice de (a), Nemesis at Potsdam, Lincoln 1989.

Zayas, Alfred-Maurice de (b), Anmerkungen zur Vertreibung der Deutschen aus dem Osten, 3.Aufl., Stuttgart 1993.

邦語文献

足立芳宏『東ドイツ農村の社会史』京都大学学術出版会、2011年。

ヴェルナー・アーベルスハウザー、酒井昌美訳『現代ドイツ経済論』朝日出版社、1994年。

ルート・アンドレーアス＝フリードリヒ、飯吉光夫訳『舞台・ベルリン』朝日新聞社、1988年。

五十嵐恵邦『敗戦と戦後のあいだで』筑摩書房、2012年。

池内紀『消えた国・追われた人々』みすず書房、2013年。

伊東孝之『ポーランド現代史』山川出版社、1988年。

リヒャルト・フォン・ヴァイツゼッカー、永井清彦訳『ヴァイツゼッカー回想録』岩波書店、1998年。

ハインリヒ・アウグスト・ヴィンクラー、後藤俊明・奥田隆男・中谷毅・野田昌吾訳『自由と統一への長い道 II』昭和堂、2008年。

川喜田敦子 (a) 「東西ドイツにおける被追放民の統合」『現代史研究』47号、2001年。

川喜田敦子 (b) 「ドイツ人『追放』問題の現在」『ドイツ研究』39号、2005年。

川口マーン恵美『あるドイツ女性の二十世紀』草思社、1995年。

ユルゲン・クチンスキー、照井日出喜訳『クチンスキー回想録』大月書店、1998年。

木村靖二編『ドイツ史』山川出版社、2001年。

邦正美『ベルリン戦争』朝日新聞社、1993年。

クリストフ・クレスマン、石田勇治・木戸衛一訳『戦後ドイツ史』未来社、1995年。

クリスティアン・フォン・クロコウ、大貫敦子訳『女たちの時』平凡社、1991年。

小松伸六『ミュンヘン物語』文芸春秋、1984年。

近藤潤三 (a) 『統一ドイツの外国人問題－外来民問題の文脈で』木鐸社、2002年。

近藤潤三 (b) 『統一ドイツの政治的展開』木鐸社、2004年。

近藤潤三 (c) 『ドイツ・デモクラシーの焦点』木鐸社、2011年。

近藤潤三 (d) 『ドイツ移民問題の現代史』木鐸社、2013年。

近藤潤三 (e) 「ソ連占領期東ドイツの特別収容所に関する一考察」『愛知大学経済論集』

186号、2011年。

近藤潤三 (f) 「ドイツの国外移住に関する最新データ」『社会科学論集』51号、2013年。

佐藤成基『ナショナル・アイデンティティと領土』新曜社、2008年。

ヘルケ・ザンダー／バーバラ・ヨール、寺崎あき子・伊藤明子訳『1945年・ベルリン解放の真実－戦争・強姦・子供』パンドラ、1996年。

ウィリアム・シャイラー、大島かおり訳『第三帝国の終わり』筑摩書房、1987年。

トニー・ジャット、森本醇訳『ヨーロッパ戦後史（上）』みすず書房、2008年。

フォルカー・シュタンツェル「これからのドイツは」2013年10月3日付『朝日新聞』。

テオ・ゾンマー、山木一之訳『1945年のドイツ 瓦礫の中の希望』中央公論新社、2009年。

竹山道雄「ベルリンにて」『竹山道雄著作集5』所収、福武書店、1983年。

マリオン・デーネホフ、片岡啓治訳『喪われた栄光』学習研究社、1963年。

インゲ・ドイッチェクロン、馬場謙一訳『黄色い星を背負って』岩波書店、1991年。

クリストファー・ドブスン／ジョン・ミラー、間庭恭人訳『死のバルト海』早川書房、1981年。

永井清彦『現代史ベルリン』朝日新聞社、1990年。

永岑三千輝『独小戦とホロコースト』日本経済評論社、2001年。

新聞欽哉『第二次世界大戦下ベルリン最期の日』日本放送出版協会、1988年。

アントニー・ビーヴァー (a)、川上洸訳『ベルリン陥落1945』白水社、2004年。

アントニー・ビーヴァー (b) 「序文」著者不詳、山本浩司訳『ベルリン終戦日記』所収、白水社、2008年。

ウーテ・フレーフェルト、若尾祐司ほか訳『ドイツ女性の社会史』晃洋書房、1990年。

デイトマー・ペッツィーナ、後藤俊明訳「1945年以後の経済再建」山口定・R.ルブレヒト編『歴史とアイデンティティ』所収、思文閣出版、1993年。

デートレフ・ポイカート、木村靖二・山本秀行訳『ナチス・ドイツ ある近代の社会史』三元社、1997年。

増田弘編『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』慶応義塾大学出版会、2012年。

ロジャー・ムーアハウス、高儀進訳『戦時下のベルリン』白水社、2012年。

キャサリン・メリデール、松島芳彦訳『イワンの戦争』白水社、2012年。

ラインハルト・リュールプ、西山暁義訳「ナチズムの長い影」『ヨーロッパ研究』8号、2009年。

ヴォルフガング・レオンハルト、高橋正雄・渡辺文太郎訳『戦慄の共産主義』月刊ペン、1975年。

